

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 14 日

阿久根市長      西   平   良   将

阿久根市規則第28号

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市子ども医療費の給付に関する条例施行規則（昭和48年阿久根市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前条」を「前項」に改める。

第9条及び第10条を削る。

別記第1号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同様式（表）中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定（「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。